

## 佐賀県東部工業用水道規程第1号

佐賀県東部工業用水道公印規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月22日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(不用公印の引渡し等)</p> <p><b>第8条</b> 略</p>          <p>(公印の事故報告)</p> <p><b>第9条</b> 公印管守者は、公印の紛失、盗難その他の事故があったときは、直ちに公印事故届（別記様式第4号）を所長に提出しなければならない。</p> <p><b>様式第1号</b> 略</p>	<p>(不用公印の引渡し等)</p> <p><b>第8条</b> 略</p> <p><u>(公印の事前押印及び印影の刷込み)</u></p> <p><b>第9条</b> <u>納入通知書等の用紙で、事務処理上あらかじめ公印の押印が必要と認められるものについては、第6条の規定にかかわらず公印事前押印承認願（別記様式第4号）を公印管守者に提出し、その承認を得て事前に押印することができる。</u></p> <p><u>2 指令書等の用紙で、事務処理上あらかじめ公印の印影の刷込みが必要と認められるものについては、第6条の規定にかかわらず公印印影刷込み承認願（別記様式第5号）を公印管守者に提出し、その承認を得て刷込むことができる。</u></p> <p><u>3 前2項の規定により公印を事前に押印し、又は印影の刷込みをした用紙は厳重に保管し、当該用紙について常にその受払いの状況を公印事前押印（刷込み）用紙受払簿（別記様式第6号）により明らかにしておかなければならない。</u></p> <p>(公印の事故報告)</p> <p><b>第10条</b> 公印管守者は、公印の紛失、盗難その他の事故があったときは、直ちに公印事故届（別記様式第7号）を所長に提出しなければならない。</p> <p><b>様式第1号</b> <u>(第4条関係)</u> 略</p>

改正前	改正後
様式第 2 号 略 様式第 3 号 略 <u>様式第 4 号</u> 略	<u>様式第 2 号 (第 4 条関係)</u> 略 <u>様式第 3 号 (第 5 条関係)</u> 略 <u>様式第 7 号 (第 10 条関係)</u> 略

様式第 3 号の次に次の 3 様式を加える。

様式第4号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

公印管守者 様

佐賀県東部工業用水道管理事務所長

公印事前押印承認願

次のとおり公印を事前押印したいので承認願います。

- 1 使用公印名
- 2 事前押印を必要とする用紙の名称及び枚数
- 3 事前押印を必要とする理由

様式第5号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

公印管守者 様

佐賀県東部工業用水道管理事務所長

公印印影刷込み承認願

次のとおり公印の印影を刷込みたいので承認願います。

- 1 使用公印名
- 2 刷込みを必要とする用紙の名称及び枚数
- 3 刷込みを必要とする理由

様式第6号（第9条関係）

公 印 事 前 押 印  
刷 込 み 用 紙 受 払 簿

用紙の名称	所 長 確 認 欄	月 日	摘 要	受	払	残	備 考	取扱者確認欄

(注) 用紙の名称ごとに口座を設けて整理すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。